

FAQ（よくある質問）

□教職免許状関係

Q 1：教育職員免許状（教員免許状）とは何ですか

- A： 学校教員の職に就くために必要な資格のことです。小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園の教員、養護教諭、栄養教諭になるには、学校種ごとの教員免許状が必要となります。（中学校・高等学校は教科ごとの免許状になります。）
また、教員免許状は都道府県教育委員会から授与されます。

Q 2：教員免許状にはどのような種類があるのですか

- A： 普通免許状、特別免許状、臨時免許状があります。
普通免許状とは、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園、養護教諭、栄養教諭の免許状で、「専修免許状、一種免許状、二種免許状」に区分されます。大学等で取得できる免許状は、この普通免許状です。
これに対して、特別免許状とは、都道府県ごとに行う教育職員検定に合格した者に授与される免許状であり、臨時免許状とは、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限って実施される都道府県の教育委員会の教育職員検定に合格すると授与される免許状です。

Q 3：専修免許状、一種免許状、二種免許状とは何ですか

- A： 専修免許状とは、修士の学位を有することを基礎資格とした免許状であり、大学院で取得できる免許状のことです。
一種免許状とは、学士の学位を有することを基礎資格とした免許状であり、本学の学群卒業で取得できる免許状のことです。
二種免許状とは、短期大学士の学位を有することを基礎資格とした免許状のことです。

Q 4：小学校の免許状を取得したいのですが、どのようにすれば良いのですか

- A： 本学では、平成 24 年度から人間学群教育学類に小学校の免許状を取得させるための課程を設置いたしました。少人数での教育を行うこととしておりますので、希望者全員が履修できるとは限りません。詳しくは、人間エリア支援室学群教務にて確認してください。
他の方法としては、文部科学省が実施する小学校教員資格認定試験に合格し、都道府県教育委員会に申請することにより小学校教諭の二種免許状が授与されます。詳しくは文部科学省のHPを参照してください。

Q 5：養護学校の先生とは養護教諭（俗に言う保健室の先生）のことですか

- A： 養護学校教諭は、養護教諭とは異なります。養護学校は平成 19 年度から特別支援学校となりましたので、特別支援学校の教諭になるには特別支援学校の免許状が必要であり、養護教諭になるには養護教諭の免許状が必要です。
なお、特別支援学校の免許状を取得するには、基礎資格として小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の普通免許状が必要となります。

Q 6：教員になるにはどうすれば良いのですか

- A： 都道府県や各私立学校が行う採用試験に合格する必要があります。
採用試験の詳細については、スチューデントプラザ 2 階のヒューマンエンパワーメント推進局（キャリア支援チーム）事務室にお尋ねください。

Q 7：自分の所属する学群・学類で取得できる免許教科以外の免許教科は取得できますか

- A： 他の学群・学類で取得できる免許教科についても、必要単位数を修得すれば取得することができます。ただし、教職課程認定を受けていない学群・学類においては、授業の履修はできても、「教育実習」、「教職実践演習」及び「介護等体験」に参加することはできません。

Q 8 : 高等学校の免許状のみを取得希望ですが、中学校の免許状も取得した方が良いのですか

A : 可能な限り取得した方が良いでしょう。中高一貫校など、中高両方の免許状を取得していることを採用試験の前提にしている学校もあります。

Q 9 : 卒業までに教員免許状を取得できなかった場合、卒業後に取得することはできますか

A : 卒業後に科目等履修生として在籍し、不足単位を修得すれば免許状を取得できます。

ただし、教育職員免許法が改正となった場合、最新の免許法に基づいて科目を修得いただくことが基本になりますので、以前に取得した科目の読替え等ができなくなることがあります。

事前に申請予定の教育委員会で不足分の確認等を行ってください。また、免許状を取得するための手続き（都道府県教育委員会への申請）は、個人申請にて行うことになります。

なお、本学大学院に在籍しながら不足単位を修得するには、本学の科目等履修生（学群）として履修しなければなりません。

Q10 : 教員免許状はどのような手続きで取得できるのですか

A : 教員免許状は、申請者が都道府県教育委員会に申請し授与されるものですが、学群4年次の在学生（専修免許状取得希望者にあつては、修士課程・博士前期課程2年次生）に限り、本学が申請者に代わって関係書類を茨城県教育委員会に申請します（一括申請）。

一括申請に関係書類を提出し、所要資格を満たした者は、3月の卒業式・学位記授与式当日に免許状が交付されます。この一括申請は、毎年11月頃に行いますので、掲示に注意してください。

Q11 : 卒業の時に授与される教員免許状は、茨城県でしか使えないのですか

A : 普通免許状は、すべての都道府県で有効です。

□履修関係

Q12 : 1年生の時に履修しておく科目は何ですか

A : 各科目の標準履修年次に従い履修を進めてください。（教職フローチャート参照）

Q13 : 1年間の履修科目の登録が45単位を超えてしまったらどうするのですか

A : 1年間の履修科目の登録上限の単位数は45単位ですが、上限を超えて履修が認められる場合があります。取扱いが学群・学類によって異なるので、履修要覧に掲載されている学群履修細則で確認してください。あるいは所属支援室に問い合わせてください。

Q14 : 履修申請をするときの科目区分がよくわからないのですが

A : 履修申請は、卒業要件に必要な授業科目を申請することであり、教員免許取得のための授業科目についても、各学群・学類の履修細則に基づいて該当する科目区分コードで登録してください。

なお、教職に関する科目（科目番号が「9」始まる科目）については、学群・学類によっては、科目区分が異なる場合もありますので、履修要覧に掲載されている学群履修細則で確認し、該当する科目区分コードで登録してください。

Q15 : 教員免許状の取得に必要な単位は、卒業単位として使えますか

A : 卒業要件単位として併用できる単位数は、学群・学類によって異なります。履修細則にて確認してください。

Q16 : 他の教科の指導法に関する科目は、「教科に関する専門的事項」や「大学が独自に設定する科目」に含めることはできますか

A : 各教科の指導法に関する科目は、当該教科にのみ数えることができます。従って、他の教科の「教科に関する専門的事項」や「大学が独自に設定する科目」として数えることはできません。

ただし、社会、地理歴史、公民においては、当該教科の指導法以外に修得した指導法（社会、

地理歴史、公民に限る)の単位は、当該教科の「大学が独自に設定する科目」として数えることができます。

また、教科によっては、学校種(中学・高等学校等)ごとに指定が異なる科目がありますが、必要単位数として指定されていない科目については、当該教科・学校種の「大学が独自に設定する科目」として数えることができます。

Q17: 中学校と高等学校の国語の免許状取得を希望していますが、「教科に関する専門的事項」は、中学校と高等学校それぞれ20単位を取得しなければいけないのですか

また、中学校社会と高校公民の免許状取得も希望するのですが、同様ですか

A: 区分欄の各科目は同じ科目であれば、中学校と高等学校の両方で使えます。ただし、書道(書写と中心とする)の開設授業科目「芸術(書A, B, C)」は中学校のみです。

また、中学校社会と高校公民については、区分欄の各科目のうち、例えば、法律学、社会学など、区分が共通(の分野)のものは、中学校社会、高校公民の両方で使えます(ただし、それぞれの表に記載されている同じ科目名に限りです)。一方、日本史及び外国史、地理学(地誌を含む)などの科目は、高校地理歴史には使えますが、高校公民では使えません。

Q18: 教育実習に行くにはどうしたら良いのですか

A: 3年次に所定の手続きを行いますので、Web 掲示板の掲示に注意してください。教職に関する掲示は『資格取得』の区分に掲載します。全体のスケジュールについては、教職フローチャートを参照してください。

また、教育実習に参加するには、次の要件を満たした者に限ります。

- (1) 卒業後に教職に就くことを強く志望する者
- (2) 実習参加の前年度(3年次の10月)に「教育実習参加申込書」を提出した者
- (3) 原則として、教育実習の参加年度に本学学群の4年次生として在籍している者
- (4) 原則として、教育実習、教職実践演習を除く他の教職科目のすべての単位を前年度(3年次)までに修得済みの者(※自身の入学年度の履修要覧を確認してください。)
- (5) 「教科に関する専門的事項」の単位を十分に修得している者

Q19: 教育実習校はどのように決まるのですか

A: 本学の教育実習は、原則として本学附属学校又は本学が指定した近隣の実習協力校で行うことになっており、希望者は、例年10月に実施する予備選考会に出席し、実習校を選ぶことになります。その後、全学学群教職課程委員会が参加要件等を満たしているかどうか点検を行い、実習校の配当を決定します。

配当については希望を考慮しますが、必ずしも希望どおりにならない場合があることを承知しておいてください。

また、特別な理由により、出身校(本学附属学校及び実習協力校を除く)での実習を希望する場合、所定の手続き並びに選考を行い、承認されれば、出身校での教育実習の参加が特例で認められることがあります(特例措置)。「特例措置」に関する手続き等については、3年次の5月頃に掲示でお知らせします。

なお、教育実習に関する経費(参加費や交通費など)は、各個人負担となります。

Q20: 中学校と高等学校の免許状を取得希望ですが、教育実習は両方に行かなければならないのですか

A: どちらか1校で構いません。

Q21: 高等学校の免許状のみを取得希望ですが、教育実習は中学校に行っても良いのですか

A: 高等学校の免許状のみを取得希望の場合には、実習先は高等学校のみとなります。ただし、中学校の免許状の単位も取得している場合には、中学校の教育実習への参加も可能です。

Q22：教育実習期間中の授業はどうなるのですか

A： 教育実習期間中は、授業を欠席しなければなりませんので、事前に授業担当教員に事情を申し出るとともに支援室学群教務に備えてある「欠席届」を作成し、授業担当教員に提出してください。

Q23：教育実習にはいくらぐらいかかるのですか

A： 本学附属学校や実習協力校の場合は、実習校までの交通費や諸経費のみですが、出身校での実習の場合は、交通費や諸経費の他、教材費や参加費（委託費）が必要な場合があります。教材費や参加費（委託費）については、実習校にお尋ねください（大学からの補助等はありません）。

Q24：教育実習に参加したうえで、教職実践演習を受講したのですが、教育実習の単位を落としてしまいました。その場合、教職実践演習の単位は認められますか。

A： 教職実践演習は、教育（養護）実習の実施時期との関係もあり、教育（養護）実習（3週間）に参加した者であれば受講はできますが、当然、単位を修得できることを前提に受講を許可しています。教職実践演習は、教育（養護）実習を修めたうえでの教職科目全般の総まとめ的な内容の科目でもありますので、教育（養護）実習の単位を落としてしまった場合には、教職実践演習の単位も認められないことになります。

くれぐれも単位を落とさないように努めてください。

Q25：介護等体験とは何ですか

A： 小学校・中学校の教員免許状取得に必要な特別支援学校及び社会福祉施設等における7日間の体験活動のことです。小・中の教員免許を取得する場合は、必ず行わなければなりません。

高等学校の免許を取得する場合、養護教諭の免許を取得する場合は必要ありません。また、小・中と併せて特別支援学校教諭一種を取得希望で、「特別支援教育実習」を取得する場合には、介護等体験への参加は免除となります。

詳細は履修要覧、介護等体験実施要項を参照してください。

Q26：介護等体験に参加するにはどうしたらよいのですか

A： 介護等体験の事前指導である教職科目「介護等体験の意義」を履修することが必要です。同科目を修得後、所定の手続きを行うことにより参加できます。

介護等体験は、本学附属特別支援学校2日間、茨城県内の社会福祉施設5日間の合計7日間の体験が必要であり、参加申込みについては、介護等体験実施要項及び掲示で確認してください。

なお、卒業時に教員免許状を取得できるよう、余裕を持って2・3年次生のうちに参加してください。

Q27：介護等体験にはいくらぐらいかかるのですか

A： 本学附属特別支援学校（2日間）の参加費は不要ですが、茨城県内の社会福祉施設（5日間）は参加費用として8,000円（改正により金額が変わることがあります）が必要です。

また、別途交通費、細菌検査の実施費等の諸経費が必要です。

□その他

Q28：教職に関して質問がある場合はどこに聞けばよいのですか

A： 授業に関しては各授業担当教員に、履修方法等については所属エリア支援室の学群教務担当にお尋ねください。また、教職を目指している方や教職を進路の選択肢として考えている方のために、学校長経験者のアドバイザーによる「教職に関する相談窓口」を開設しています。

教職に関して不安に思っていること、是非聞いてみたいこと、悩みごと等がありましたら気軽に相談してください。複数での相談も可能です。

たとえば、「自分は教師に向いているか」

「教師を目指すにはどんな勉強をしたら良いか」

「どうしたら良い先生になれるか」

「教員採用試験の準備や対策」

「教師になって良かったことや教師のやりがい」

「学校の実情を聞きたい」 など

教職に関する相談窓口の詳細は、Web 掲示板や※教職ホームページを参照ください。

※教職ホームページ <https://www.tsukuba.ac.jp/education/tt-programs/index.html>